

ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画

～光ブロードバンド・コミュニティへ向けた地方公共団体のための指針案～
(概要版)

平成16年12月17日

本研究会の基本認識 - はじめに -

1. 本研究会における検討経緯

ブロードバンド基盤は都市部を中心に整備が進展しており、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくい地域は十分に整備が進んでおらず、地理的要因によるデジタル・ディバイドの是正が喫緊の課題。

2. ブロードバンド基盤整備に関する基本的認識

サービス・コンテンツ・アプリケーションの諸側面における超高速化・超大容量化に対する社会的ニーズの著しい拡大傾向等を踏まえ、最終的には光ファイバによるFTTHを念頭においた適切な整備目標を持つことが望ましい。

ただし、ブロードバンド・ゼロ地域においては、早急にデジタル・ディバイドを解消するためにも、より簡易・迅速に整備できる他のメディアを緊急に導入することも重要な選択肢。

ブロードバンドは普及途上にあり、国民生活に不可欠で全国あまねく提供されることを義務付けられるユニバーサル・サービスとしては現時点では位置づけられていない。他方、デジタル・ディバイドの解消は喫緊の課題だが、民間の競争のみによってこれを加速化することは難しいことから、国・地方公共団体・事業者の連携が極めて重要。

特に、ブロードバンドの整備が進みにくい地域において、地理的特性や地域の資源、住民ニーズ等の実情に応じた整備を促進するためには、地方公共団体の役割も極めて重要。現実にも、整備目標の設定、需要喚起、適切なインセンティブ提供による民間投資の促進、光ファイバ網の設置及び民間開放等、様々な補完的・促進的役割を果たす事例が増加。

3. 地域ブロードバンド基盤整備加速化指針(案)の目的

このため、地域において関係者が連携しつつ、できることを順次実施することを加速化・促進するための「地域ブロードバンド基盤整備加速化指針(案)」を作成・公表し、多くの地方公共団体の迅速な取組みを促すもの。

4. 今後の検討

ブロードバンドの全国的整備へ向けた国としての目標・具体的整備方策等については、本研究会において引き続き検討を進め、来夏までに最終報告を取りまとめる方針。

「地域ブロードバンド基盤整備加速化指針案」の概要(全体像)

第 章 指針の目的 - 地域でのブロードバンド整備における地方公共団体の役割を明確化、具体的課題・取組み事例を紹介して効率的・効果的ブロードバンド整備を促進

第 章 ブロードバンドの普及の現状 - ブロードバンド普及状況、光ファイバ整備状況(自治体光ファイバ4万km)

第 章 地域におけるブロードバンド整備の意義と必要性

「生活水準の向上、地域経済の発展、地方行政効率化・高度化」のための基盤整備

デジタル・ディバイドの実態 (FTTHサービスの場合、人口5万人以上の自治体の普及割合は93.9%、人口5千人以下の自治体の普及割合は2.1%)

地理的なデジタル・ディバイド解消の必要性 - 町村部内でも年間125万程度の格差(2004年)が215万円(2010年)に拡大(世帯当たり経済格差)

第 章 地域におけるブロードバンド整備に関する基本的考え方

国の役割 - 民間主導原則の下、国としての整備目標を示し、公正な競争の推進、規制の見直し、各般の支援措置を講ずる、等

地方公共団体の補完的・促進的役割 - 民業圧迫を回避し、地域が主体的・能動的に、地域の実情に応じた迅速な整備を推進するために
都道府県・市町村・地域社会・事業者の役割

- 都道府県は、ビジョン作成、市町村への財政支援、専門的知見を有する人材やノウハウの市町村への提供 を
- 市町村は、地域社会の意向や活動状況の実情把握、都道府県・地域住民・事業者らとの連携による整備推進 を
- 事業者は、地域が必要とする情報を可能な限り提供を

第 章 地方公共団体における課題と対応

整備目的の明確化

・ 「地域の課題にブロードバンドがどう貢献できるか」との観点から整備目的の明確化

整備目標・整備レベルの設定

・ FTTHを念頭に置いた目標設定を
・ ブロードバンド・ゼロ地域では他のメディアを
緊急整備するオプションも

e戦略・整備計画の策定

・ 都道府県がe戦略・ブロードバンド基盤整備計画を作成
・ 実施項目・推進体制・役割分担・日程・資金計画を盛り込み

推進体制の整備・啓発活動の推進

・ 国、都道府県・市町村、事業者、地域住民等の参加する協議会を設置する等の体制整備

事業者との協議・調整

・ 事業者のサービス提供見通し、サービス開始に必要な需要規模等の条件確認、概算見積り

利用者のニーズの把握

・ 利用希望の有無、需要規模、希望する利用方策等について把握

国や近隣地方公共団体との情報交換

・ BB普及状況、他の自治体の支援策等につき情報交換し、**首長や地域社会の意識高揚に努める**

整備スキーム・運用スキームの確定

・ 事業者の動向や財政面等を総合的に勘案し民設民営、公設民営、公設公営方式等を確定

効果的な支援措置

・ 初期投資軽減のため**補助全等**の支援措置
・ 設備設置空間や**バックホーン回線の確保等**

地公体の自己設置光ファイバ網の開放

・ 空き芯線開放のため、平素から開放可能部分に係る**情報を整備・開示**する等の条件整備

利用方策の継続的検討

・ 平素よりBBの効用等を周知、整備とも地域社会に適した利用方策を検討

人材の確保

・ ブロードバンド基盤整備に強い人材の育成、アドバイザーのリスタアップ

等

第 章 本指針の目的

ブロードバンドの急速な普及

民間事業者の活発な競争とインフラ整備の拡充、政府による支援の充実・公正競争の促進により、ブロードバンドは急速に普及。

料金水準(安さ)・通信速度水準(速さ)で我が国は世界一のブロードバンド環境を実現。

デジタル・ディバイドの拡大

ブロードバンドが利用できる地域とできない地域との間におけるデジタル・ディバイドの拡大が社会経済問題化し、その解決は急務。

ブロードバンドがすでに社会経済活動に必要不可欠なツールとしての地位を確立しつつある現状を考慮すれば、デジタル・ディバイドの解消へ向けた取組みは喫緊の課題。

地方公共団体が一定の役割を果たすことに対する期待の増大

デジタル・ディバイドは事業者間の競争のみによる解消は困難であり、ブロードバンドがユニバーサル・サービスとして位置付けられていない現状では、民間主導原則の下、国・地方公共団体・民間事業者の連携が極めて重要。

ブロードバンド基盤整備に積極的な意欲を持つ地域住民や地方公共団体が事業者との協議や需要喚起活動を行い、サービス誘致等につながる事例が増加。

特に、地方公共団体主導の場合、首長が強い意思を持つ場合に円滑に進む事例が多い。

また、地方公共団体は、自己設置した光ファイバ網を開放し、民間ネットワークを補完する形で地域におけるブロードバンド基盤に有効活用する事例も見られる。

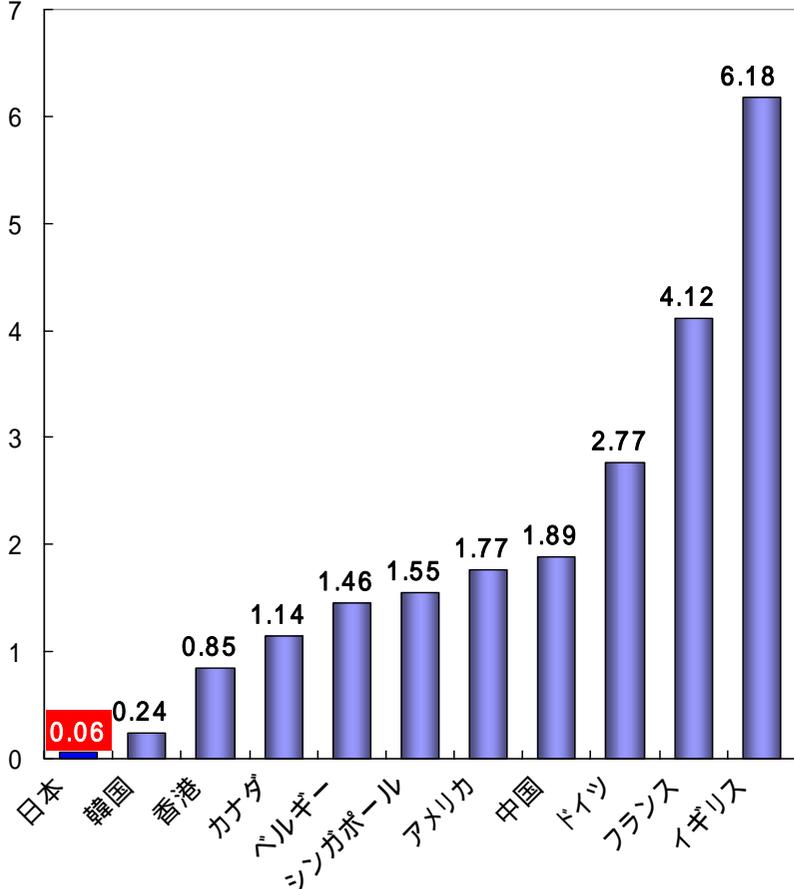
1. これまでの先進事例・成功事例(ベスト・プラクティス)をもとに、地域におけるブロードバンド基盤整備における地方公共団体の役割・位置づけを明確化
2. 具体的な課題・取組事例を都道府県・市町村に対して整理・紹介

地域における一層効率的・効果的なブロードバンド基盤整備に資することを目的とする

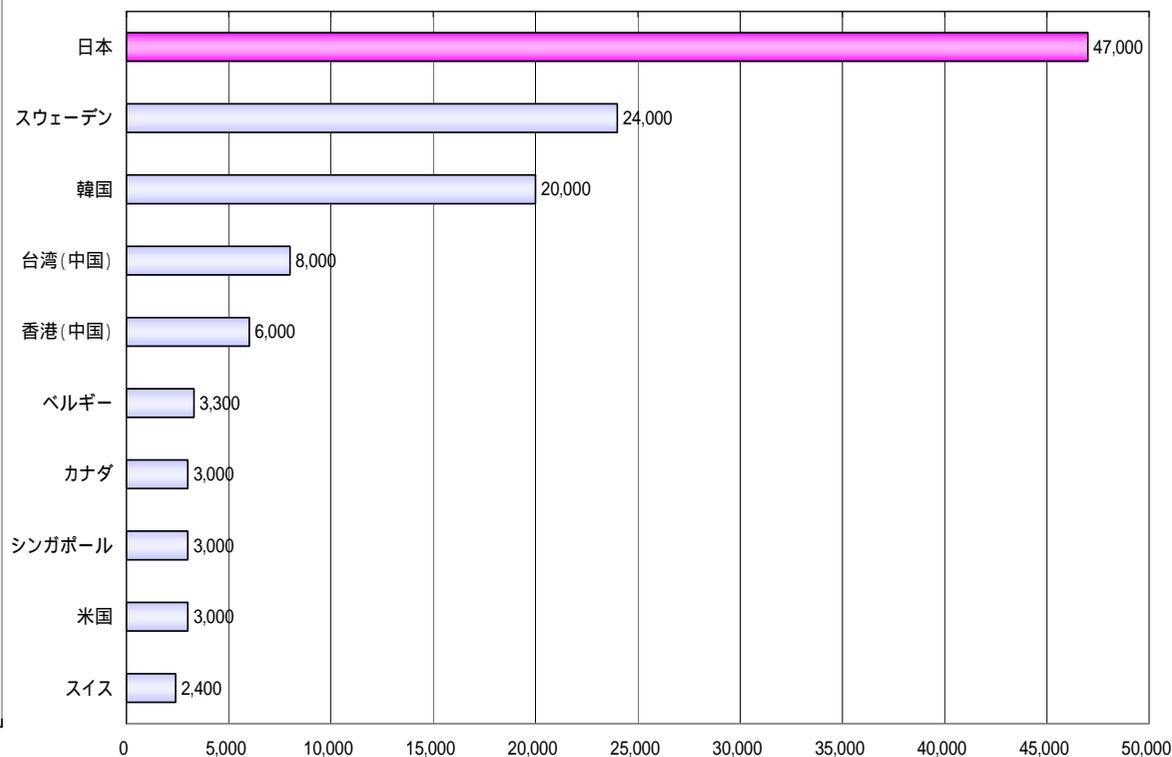
事業者間競争の進展により、我が国は、「安さ」と「速さ」の面で、世界一のブロードバンド利用環境を実現。

ブロードバンドサービス（DSL）の利用料金・通信速度の現状（諸外国との比較）

(ドル)



通信速度当たりのブロードバンド料金
(100kbps当たりの費用：米ドル)



ブロードバンド通信速度 (DSLの下り速度：kbps)

出典：国際電気通信連合（ITU）公表資料（2004年9月）

第 章 ブロードバンドの普及の現状

- 加入者数と都道府県別普及状況 -

ブロードバンド加入者数は1,600万を突破。(FTTHの加入者数176万は世界第1位。)
ブロードバンド普及状況については都道府県別ごとに格差がある。(特にFTTH)

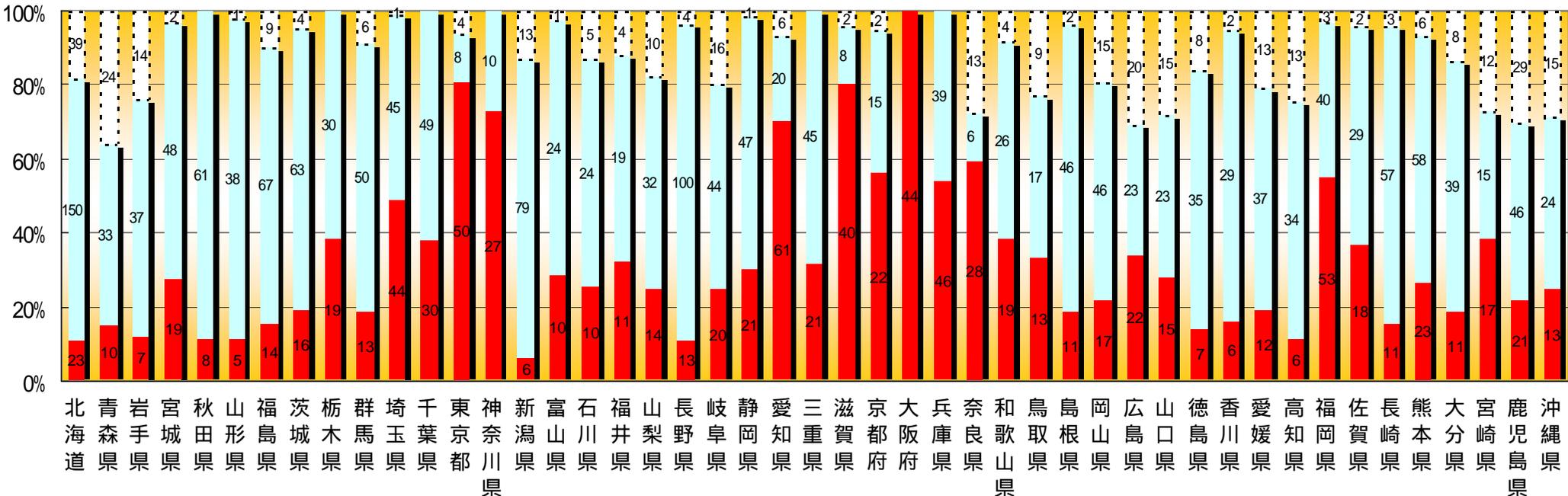
ブロードバンド契約者数(電気通信事業報告規則に基づくもの)

平成16年6月末現在

FTTH	DSL	CATV	FWA	合計
1,757,716	12,118,714	2,688,813	29,514	16,594,757

都道府県別ブロードバンドサービス普及割合(提供市町村ベース)

平成16年10月末現在



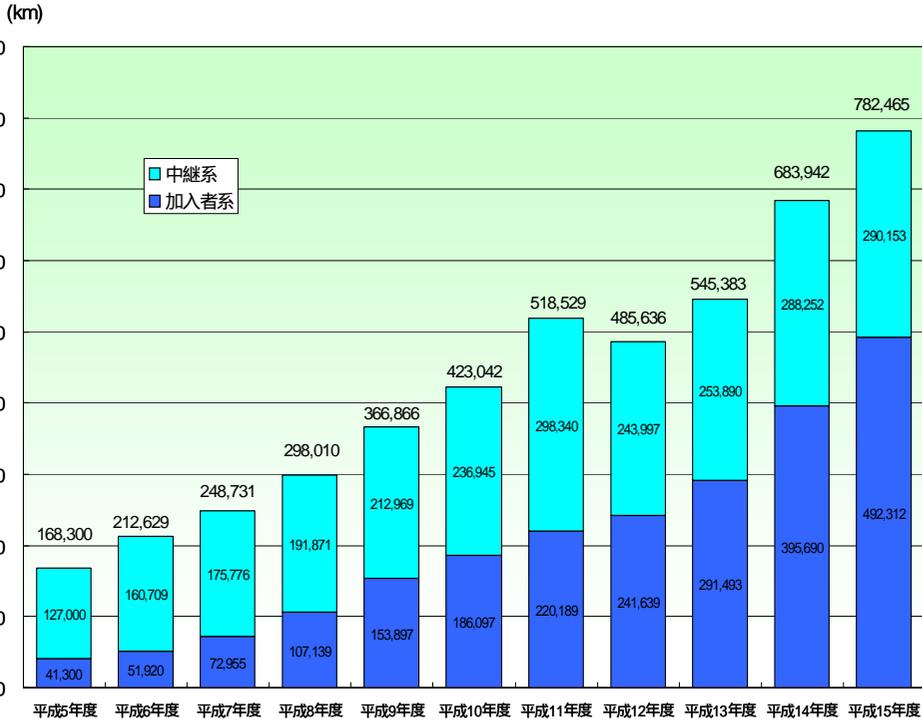
グラフ内の数字は市町村数。サービスが少なくともその地域の一部で提供されていればカウントしています。

第 章 ブロードバンドの普及の現状

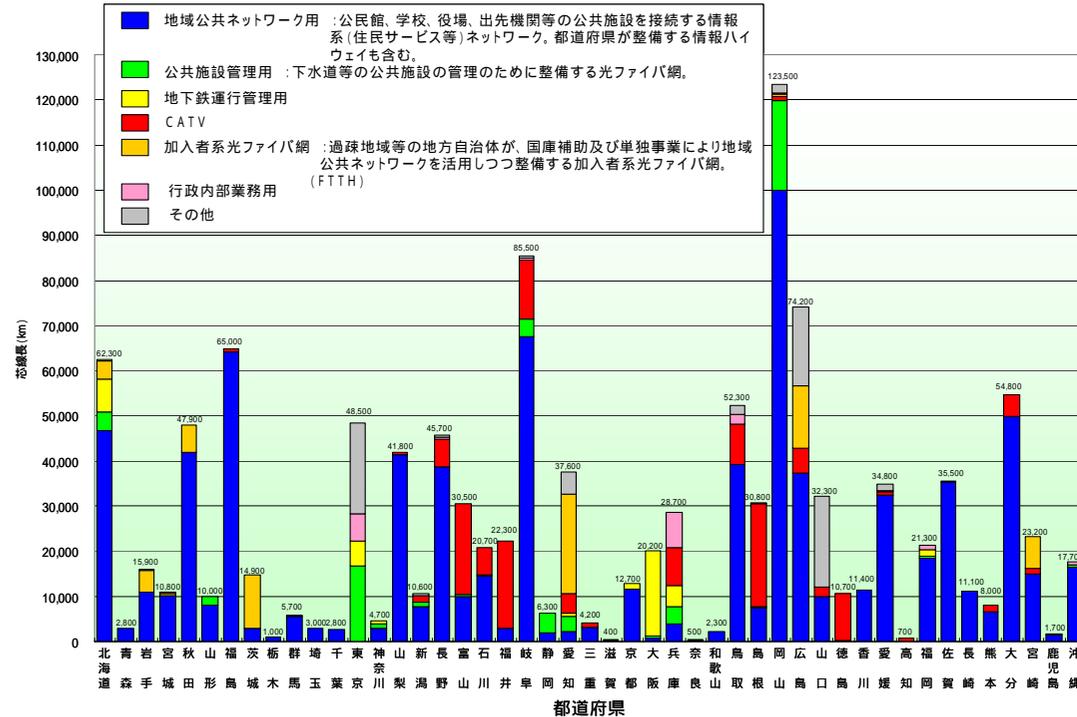
- 光ファイバ網の整備状況 -

電気通信事業者が設置している光ファイバ網は、ケーブル長ベースで約80万kmとなっており、近年はFTTHの急速な普及により、加入者系の整備が進んでいる。
 一方、光ファイバ網を自己設置している地方公共団体は964(全体の約30%)。全体のケーブル長ベースで約4万km(芯線長ベースで約120万km)あり、用途別では地域公共ネットワークが全体の約67%を占めている。

電気通信事業者が設置する光ファイバ網(ケーブル長)の推移



地方自治体が自己設置している光ファイバ網の状況(都道府県別)



ケーブル長は、ADSL事業者、衛星系事業者、移動体系事業者およびCATVを兼営する事業者の分を除く。
 中継系とは、加入者系幹線、加入者系配線を除く、電気通信事業者内のネットワーク内の中継系伝送路。
 加入者系とは加入者収容局内の端末系光幹線路から加入者宅内の光端末回線装置まで。
 ケーブル長 = ケーブル亘長 × ケーブル条数。
 中継系光ファイバの平成11年度以前は、国際ケーブルを含む。

第 章 地域におけるブロードバンド基盤整備の意義・必要性

地域におけるブロードバンド基盤整備の積極的意義

通常のインターネット利用がブロードバンド環境をある程度前提としている（OS等のソフトウェアを最新化・最適化するプログラムのダウンロード等）状況にあり、ブロードバンドの整備が地域のインターネット利用そのものの円滑化に貢献。

1. 地域生活向上基盤としてのブロードバンド

高速・超高速インターネット利用のためのアクセス網、IP電話、放送コンテンツへのニーズ
高齢者の安否確認・健康管理・遠隔診断支援、遠隔授業、地域交流活動による伝統芸能継承等

2. 地域経済発展基盤としてのブロードバンド

ブロードバンドは企業活動に不可欠な産業経済活動基盤（事業所の利用率42.7%（平成15年12月））
地域情報発信能力により、観光情報・産業情報の内外への発信、SOHO起業家の誘致等にも貢献

3. 地方行政効率化・高度化基盤としてのブロードバンド

行政システムの一部としてブロードバンドを活用すべき。公共サービス窓口の代替、電子自治体による
住民とのインタフェース、災害時の被害状況提供・安否通信に貢献

デジタル・ディバイドの解消の必要性

主要な発生原因

民間事業者による需要規模の大きい
都市部からの整備、競争による先行投資、
各種キャンペーン

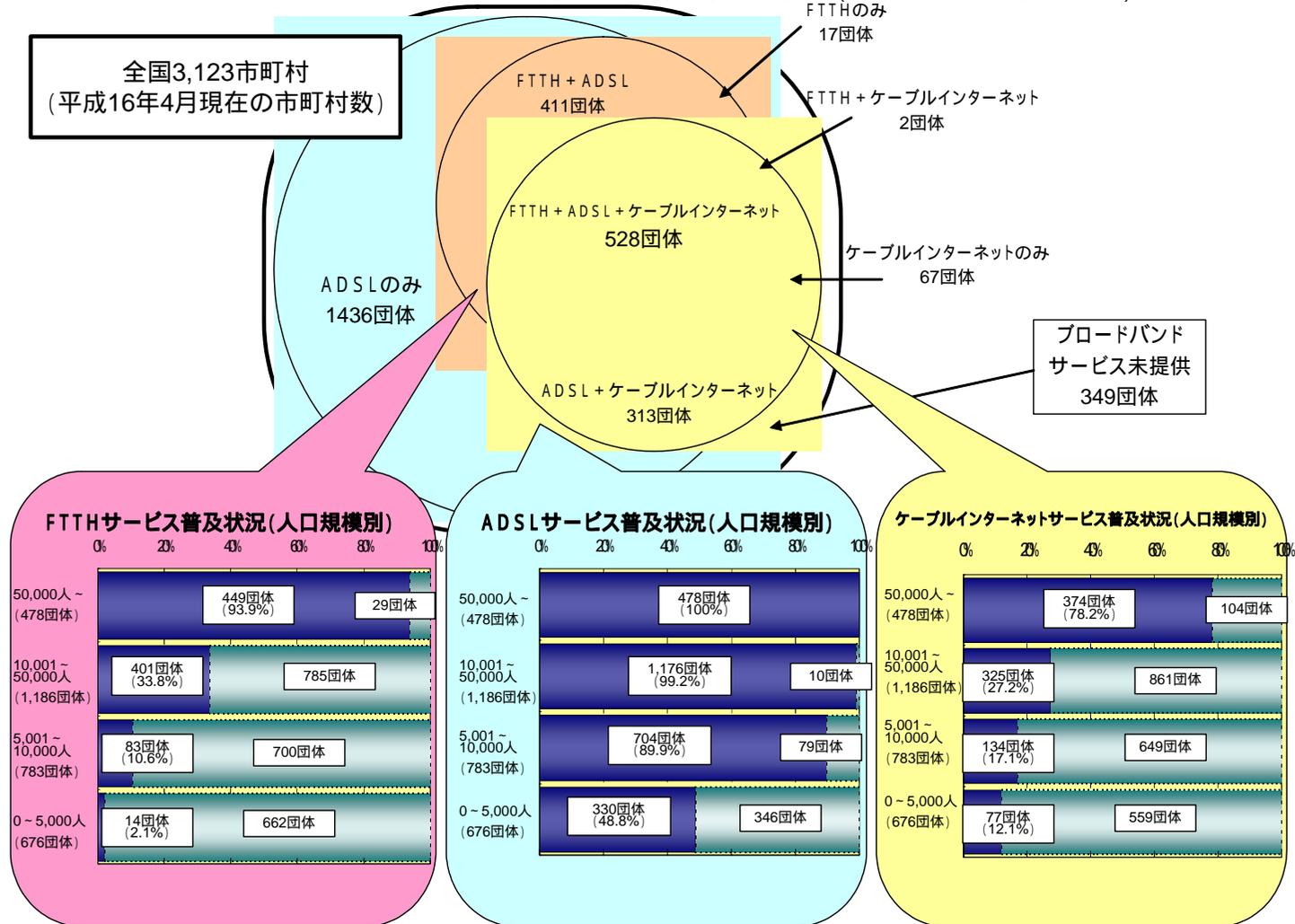
都市部と地方との
デジタル・ディバイド

市町村域内の
デジタル・ディバイド
（市町村合併によるクローズアップ）

デジタル・ディバイドによる
経済的格差等の拡大
・BB利用による
経済効果の
逸失
・DD放置による
負の経済効果

全3,123市町村のうち、89%にあたる2,774団体において、いずれかのブロードバンドサービスが提供されている。しかし、どのサービスも人口規模による普及状況の格差が見られ、FTTHの場合は特に格差が著しい。

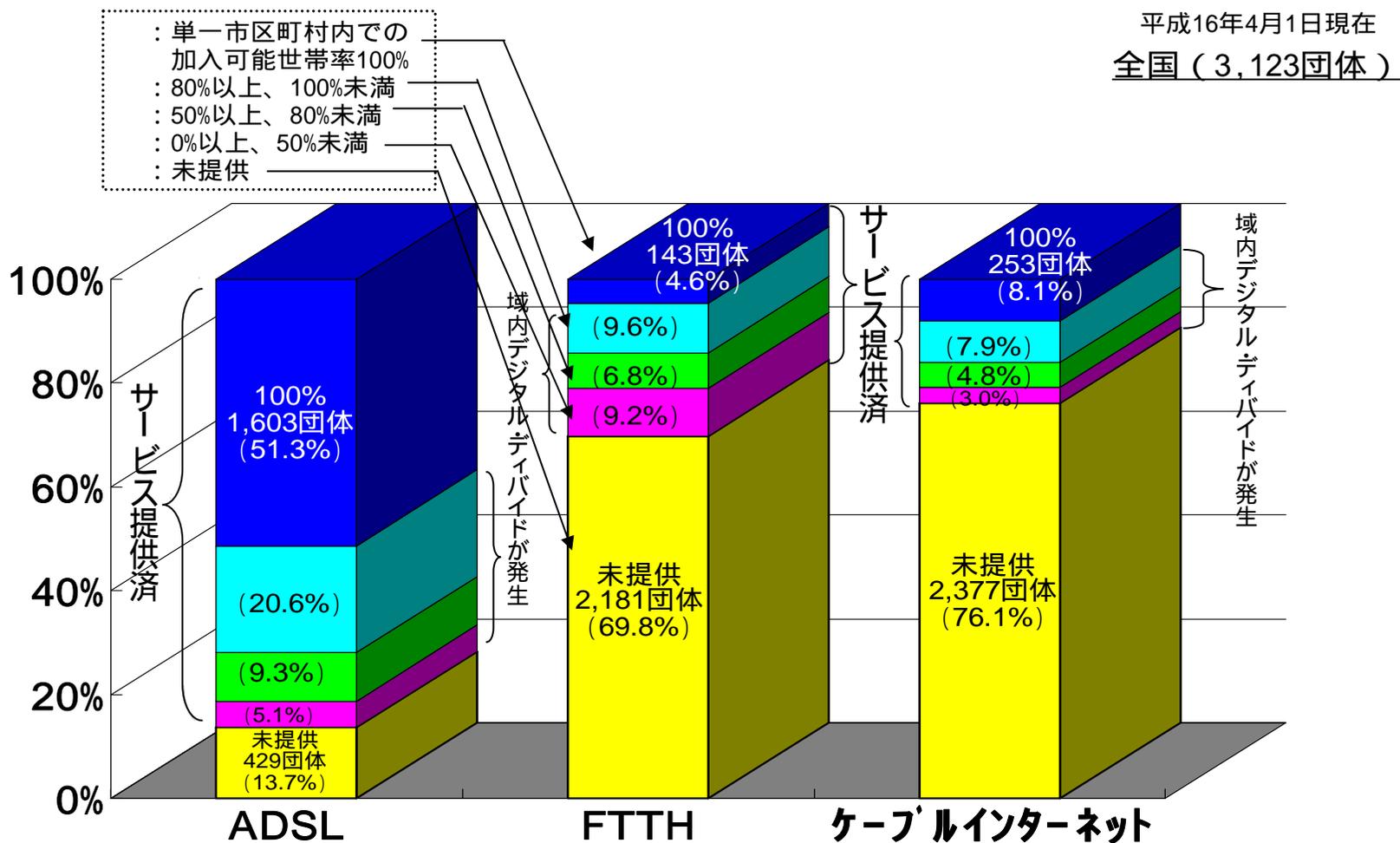
ブロードバンドサービスの種類別・人口規模別普及状況(平成16年10月末現在)



提供市町村数はサービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。

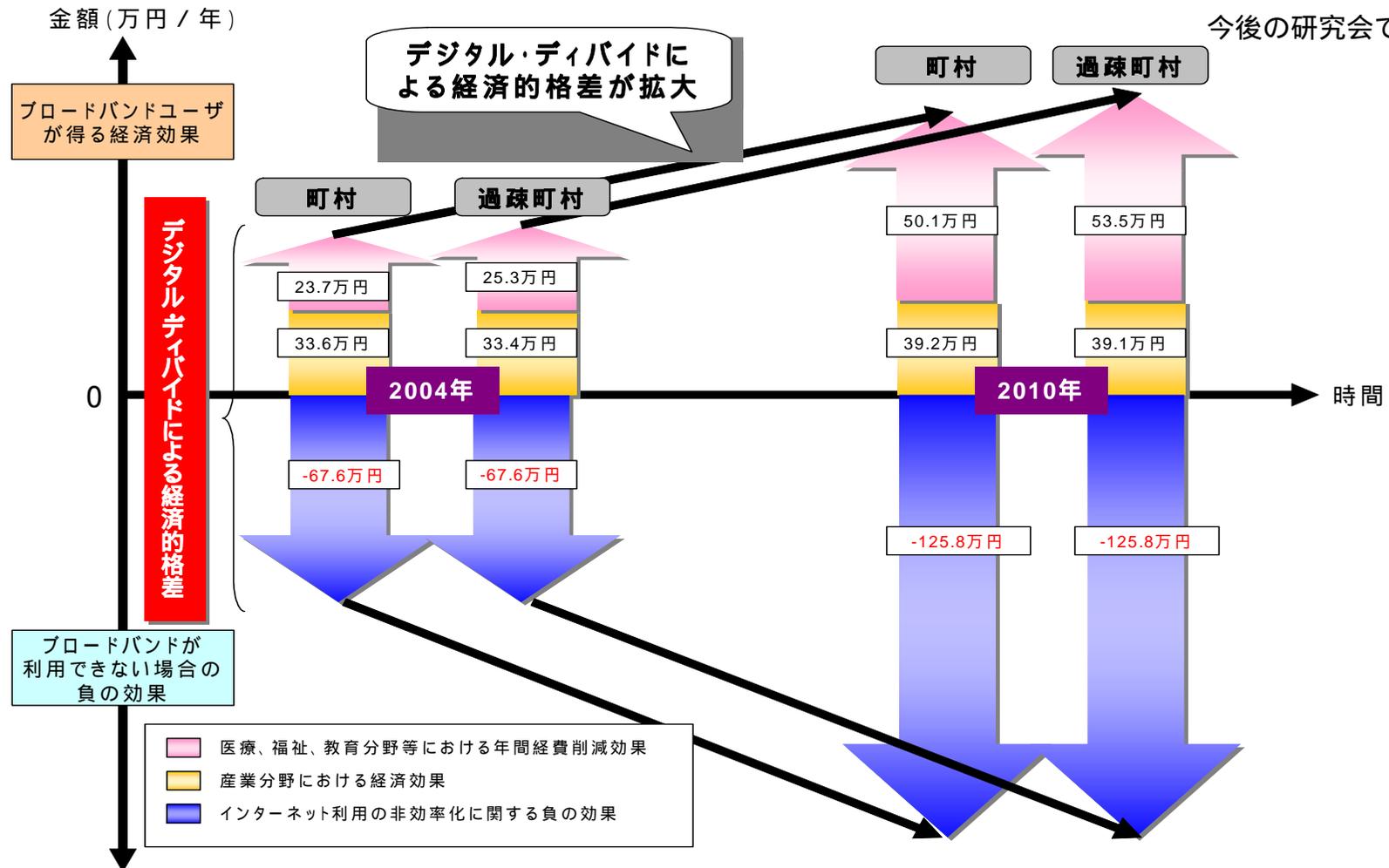
「サービス提供済み」とされている市町村であっても、実際には加入可能である世帯はその一部でしかなく、域内デジタル・ディバイドが生じている場合が多い。(全世帯が加入可能な市町村の割合は、ADSLの場合、全市町村の約51%、FTTHは4.6%、ケーブルインターネットは8.1%に過ぎない。)

単一市区町村内での加入可能世帯率からみたブロードバンドサービスの提供状況



医療、福祉、教育分野等における経費削減効果、産業分野における経済効果のプラスの効果に加え、ナローバンドによるインターネット利用の非効率化による負の効果も加味すると、ブロードバンドのデジタル・ディバイドによる1世帯当たりの経済的格差は、2004年では町村部で年額125万円程度であったのが、2010年には年額215万～218万円程度まで拡大。

ブロードバンドのデジタル・ディバイドによる年間1世帯当たりの経済的格差



第 章 地域におけるブロードバンド基盤整備に対する基本的考え方

1. 民間主導原則と国による環境整備

ブロードバンド基盤整備は民間主導的役割を担うのが原則、国の役割はまず整備目標を示し、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因を解消する等、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行うとともに、各種の支援措置を講ずる等にある

2. 地方公共団体の補完的・促進的役割

ブロードバンドは地域の生活基盤・産業発展基盤としての積極的な役割を果たしている一方、これを未整備のまま放置することによりデジタル・ディバイドが深刻化。



特に整備の遅れた地域においては、地方公共団体が自らの問題として捉え、地域自らのイニシアティブで、地域の実情に応じた整備を迅速に推進する必要がある。

適切なインセンティブを提供しつつ、事業者に基盤整備、サービス提供を促す等の促進的役割
自己設置した光ファイバ網を民間に開放する等の補完的役割

3. 都道府県・市町村・地域社会・事業者の役割

都道府県 整備目標、整備レベル等といったビジョンの作成。

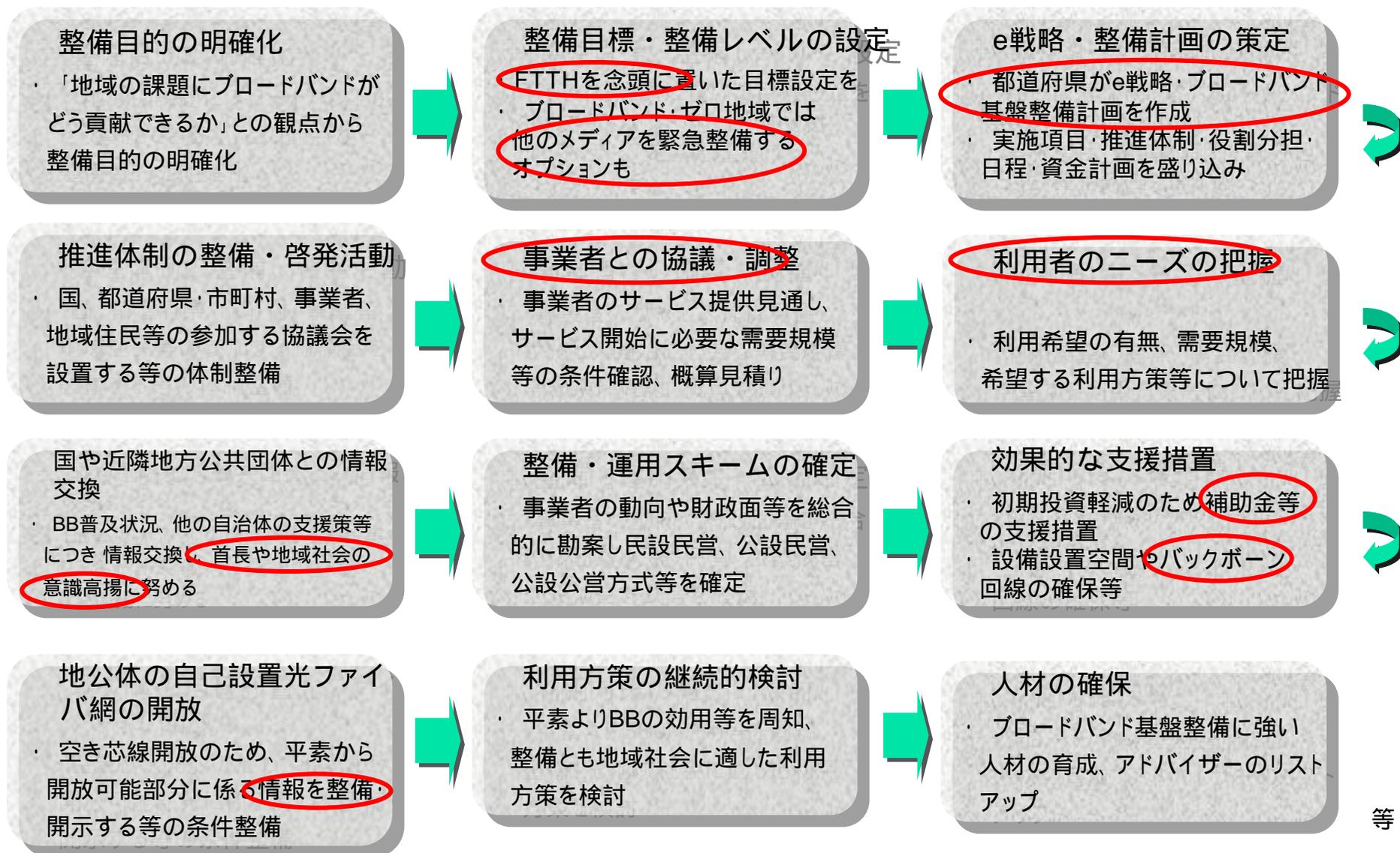
市町村 地域住民に近い立場から、ブロードバンド誘致に対する住民や地域社会の意向、活動状況といった地域の 実情の把握に努め、整備を推進。

地域社会 地域ニーズの把握や、事業者等の協議(地方公共団体は情報提供等の側面支援)

事業者 整備を進める上で地域が必要とする情報を可能な限り提供。

第 章 地域におけるブロードバンド基盤整備に関する課題と対応

以下の諸課題に順次対応することにより、地域におけるブロードバンド基盤整備を推進する事例が各地に見られる。



ブロードバンド基盤整備において、事業者の初期投資や加入者の初期負担を軽減するために、対事業者、対加入者補助金等の支援措置を講じている地方公共団体は、平成15年度が118、平成16年度(計画ベース)が108あり、支援総額は2年間で104億円に上る。

最も支援事例が多いADSLについてみると、支援措置を講じている地方公共団体のほうが支援措置を講じていない地方公共団体のほうがADSL平均加入世帯率が低く、民間による採算ベースではADSLが提供されない地域でこうした措置が講じられていることが伺われる。

地方公共団体のブロードバンド基盤整備支援状況(単独事業のみ)

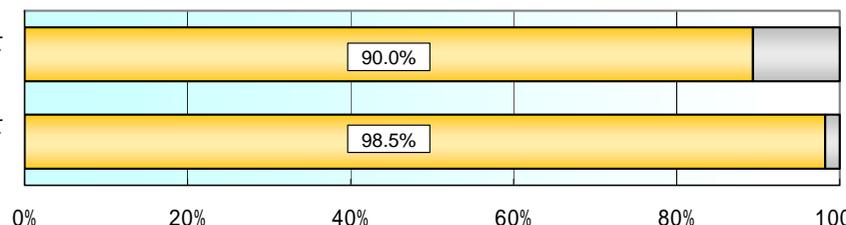
(都道府県)

支援対象サービス	平成15年度(8県)				平成16年度(計画)(15県)			
	件数	支援内容		金額(百万円)	件数	支援内容		金額(百万円)
		市町村支援	事業者支援			市町村支援	事業者支援	
FTTH	0	0	0	498	2	2	1	443
ADSL	8	0	8		12	2	11	
ケーブルインターネット	0	0	0		0	0	0	
FWA	1	0	1		3	3	2	
合計	9	0	9	498	17	7	14	443

ADSL平均加入可能世帯率(都道府県ベース)

支援措置を講じている都道府県

支援措置を講じていない都道府県



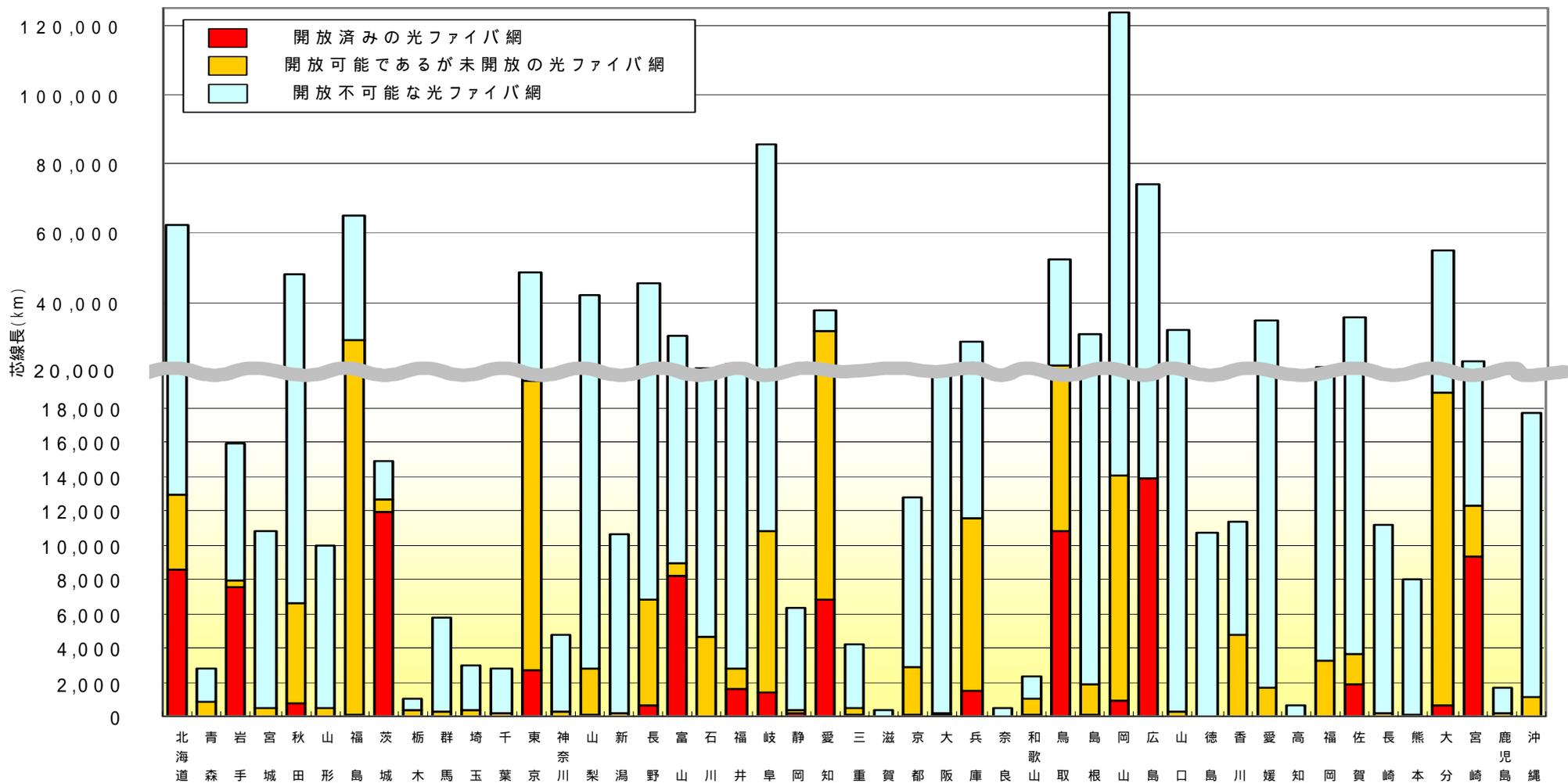
(市町村)

支援対象サービス	平成15年度(110市町村)					平成16年度(計画)(94市町村)				
	件数	支援内容			金額(百万円)	件数	支援内容			金額(百万円)
		自主整備	事業者支援	加入者支援			自主整備	事業者支援	加入者支援	
FTTH	6	2	2	2	878	11	3	1	7	1,334
ADSL	78	3	60	15	543	52	2	40	10	420
ケーブルインターネット	27	10	5	12	1,990	30	10	10	10	3,847
FWA	4	4	0	0	197	4	5	0	0	197
合計	115	19	67	29	3,608	98	20	51	27	5,857

(注1) 自主整備とは、市町村が自ら整備し自らサービスを提供する場合または民間事業者に開放する場合をいう。
 (注2) 事業者支援とは、民間事業者の整備に対して市町村が支援(補助)する場合をいう。
 (注3) 加入者支援とは、個人加入者へ支援する場合をいう。
 複数のサービスを対象に支援措置を実施している場合があるため、サービスごとの金額は出していない。

総芯線長約120万kmのうち、開放可能とされているものは27万km(総芯線長の22%)であるが、実際に開放されているのは約9万kmにすぎない。

地方自治体が自己設置する光ファイバ網の開放状況について(都道府県別)



開放済み光ファイバを持つ都道府県のうち、北海道、岩手、秋田、茨城、愛知、岡山、広島、宮崎は、総務省の補助事業である「加入者系光ファイバ網設備整備事業」により整備され、開放されたものを含む。